

屋外広告物設置事業者募集要項

宮崎市上下水道局（以下「当局」という。）が所有する財産（柳丸中継ポンプ場の一部。以下「本物件」という。）を有効活用し、新たな財源確保を図るため、本物件に屋外広告物を設置する事業者を募集します。

目次

第1 事業概要について	2
第2 応募申込み資格、掲載基準、事業内容等について	3
第3 応募申込みについて	6
第4 事業者の決定等について	8
第5 その他	9
別紙	10
契約書（案）	11～

本事業は、当局にとって初めての試みであり、本事業における使用料及び広告掲載料は、上下水道事業の維持管理等の費用に充てられます。

今回、事業者に決定した場合、上下水道局広報誌「せせらぎ」において、当局の新しい試みとしてご紹介させていただきます。

令和5年5月

宮崎市上下水道局

第1 事業概要について

1 本物件の概要

(1) 所在地

宮崎市柳丸町392-6

(位置図のとおり。詳細は、10ページの別紙を参照してください。)

(2) 使用用途

駐車場(業務委託業者・職員用)

(3) 備考

屋外広告物を設置する際は、施工前に当局との調整が必要となります。

(位置図)



※赤枠箇所に野立広告物を設置していただけます。

2 事業期間

(1) 事業期間は、屋外広告物設置工事の着工日を起算日として3年間とします。

期間内においては、広告内容の変更をしていただいて差し支えありません。

(2) 毎年度、行政財産目的外使用許可申請書を提出し、許可の更新が必要になります。

3 使用料及び広告掲載料

本事業の実施に当たっては、次の使用料及び広告掲載料を当局にお支払いいただきます。

(1) 使用料

行政財産目的外使用許可申請による使用料について、屋外広告物の設置工事着工日を起算日として、毎年度、当局が指定する期日までにお支払いいただきます。

なお、使用料の金額は、宮崎市行政財産使用料条例の規定に基づき、設置する屋外広告物の表示面積1㎡につき2,200円/1年で算出いたします。

(2) 広告掲載料

広告掲載料については、屋外広告物設置工事着工日を起算日として、応募申込書により提案された額に消費税及び地方消費税を加えた金額とし、毎年度、当局が指定する期日までにお支払いいただきます。

※起算日以降、事業者の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、使用料及び広告掲載料をお支払いいただきます。また、原則、事業期間である3年間を経過する前に途中解約はできません。

4 本物件の引渡し等

現状での引渡しとする予定です。引渡し時期は、原則、本物件の目的外使用許可の許可開始日とします。

なお、事業期間の満了時においては、事業者が引渡しを受けたときと同状態の原状に回復して返還していただきます。また、本事業が継続する場合で新たな事業者が決まっている時は、本物件の返還に先立って、新たな事業者との引渡し協議に参加していただくことがあります。

第2 応募申込み資格、掲載基準、事業内容等について

1 応募申込みに必要な資格

応募申込みできる事業者は、宮崎市上下水道局広告事業実施要綱等の関係規程を満たす法人とし、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とします。ただし、次の各号に該当する事業者は、申込みできません。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2か年を経過しない法人又は該当公示の日の前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした法人
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した法人で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない法人
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した法人で、同法に基づ

＜裁判所からの再生手続開始決定がされていない法人

- (4) 宮崎市税（国民健康保険税を含む。）が未納となっている法人
- (5) 宮崎市の水道料金及び下水道使用料が未納となっている法人
- (6) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む法人
- (8) 公序良俗に反する法人
- (9) 本物件を自ら使用しない法人（フランチャイズ等実質的に第三者による活用と認められる用途での応募はできません。）
- (10) その他本物件の活用にふさわしくないと認められる法人

2 掲載基準

広告掲載に当たっては、宮崎市上下水道局広告事業実施要綱を必ず遵守するとともに、事前に当局の審査を受け、その承認を得なければなりません。

また、広告内容の一部に、「水を大切に」等の水環境の保全、水道・下水道事業等に関するスローガンを入れていただきます。

※浄水器やミネラルウォーター等の上下水道事業と競合又はその可能性がある広告は掲載できません。

※当局の審査を受ける際は、事前に当局が指定する資料を準備していただく必要があります。

3 事業内容等

(1) 基本条件

ア 事業者は、当局から行政財産の目的外使用許可を受けたうえで、自らの出資により屋外広告物を設置し、次の管理運営等を行ってください。

- ①屋外広告物の設置及び維持管理
- ②広告物の作成及び掲載
- ③管理運営上、発生するトラブルへの対応

イ 設置する屋外広告物は、原則、次のとおりとします。また、実際に屋外広告物を設置する場所は、現地での当局との協議において確定するものとします。

- ①形状
他本支柱型 野立て看板（片面）
- ②設置可能範囲（11ページの別紙のとおり）
物件番号1：約9.231㎡

物件番号2：約14.400㎡

物件番号3：約7.000㎡

※外周フェンスがあります（高さ1.5m）。

※物件番号1にあるコンクリート躯体には看板基礎の設置ができません。

※設置等支障のある植栽は、当局にて伐採を行います。

ウ 屋外広告物の設置、広告物の作成・掲載及び事業期間中の維持修繕に係る一切の経費について、当局は負担しません。

エ 広告主からの広告料金は、事業者の収入とします。

オ 広告の掲載内容等に関する責任は事業者が負うものとし、万が一、紛争等があった場合には事業者の責任及び負担において解決してください。

カ 屋外広告物の規格は、宮崎市屋外広告物条例に適合したものとし、屋外広告物を設置する前には、同条例に基づく許可申請を行い、許可を受けてください。当該許可申請には、別途手数料の納付（事業者負担）が必要となります。

なお、当該許可期間終了時の更新手続や広告内容の変更手続も、同様に行ってください。

※本物件の屋外広告物規制：第2種規制地域

※宮崎市屋外広告物条例に係る許可申請等のお問い合わせ先

宮崎市 都市整備部 景観課 屋外広告物指導係（宮崎市役所第2庁舎7階）

電話：0985-21-1817

キ 広告のデザイン等については、「宮崎市屋外広告物ガイドライン（平成24年3月宮崎市都市整備部景観課策定）」を参照し、周囲の景観と調和がとれるよう配慮してください。「宮崎市屋外広告物ガイドライン」は、宮崎市ホームページをご覧ください。

ク 屋外広告物の設置、撤去等の施工は、屋外広告業の登録（宮崎県屋外広告物条例第33条に規定する登録及び宮崎市屋外広告物条例第30条の4に規定する特例届出）を受けた者が行ってください。

ケ 工事の着手前には、設置の内容、工事方法、工程等を当局に連絡し、承認を受けてください。また、必要に応じて地元及び警察などの関係機関との調整を行ってください。

（2）使用上の制限

ア 本物件に建物を建築することはできません。

イ 本物件の転賃は、禁止します。

ウ 事業者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は担保の用に供する等の処分をすることはできません。

（3）事業者の責務

ア 事業に伴う責務

事業者は、本物件を使用して行う事業に係る一切の責任を負うものとします。

イ 許認可等の取得

本物件の活用に関して許認可等を必要とする場合は、事業者の責任において許認可等を取得してください。また、取得した許認可証の写しを当局に提出してください。

ウ 事業実態の報告

本物件の使用開始後、当局が必要と認めた場合には、事業実態（年度ごとの売上げ等）の報告を求めることがあります。

エ 損害賠償責任

事業者は、事業実施に当たり、当局又は第三者に損害を与えたときは、全て自らの責任でその損害を賠償するものとします。

(4) 使用許可の取消し

ア 上下水道事業等の優先

本物件が上下水道事業その他公用又は公共の用に供するために必要となった場合は、事業者への使用許可を取り消します。

イ その他の事由による許可の取消し

次の①～④のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消すことがあります。

- ①使用料及び広告掲載料を当局が指定する期日から3か月以上滞納したとき。
- ②周辺の秩序を乱す行為があったとき。
- ③(2)に掲げる制限に違反したとき。
- ④(3)に掲げる責務を果たさないとき。

(5) 許可終了時の条件

次の①～③のいずれかに該当したときは、事業者の責任と費用負担により本物件を原状回復するものとします。

なお、原状回復の程度については、当局が指示する場合があります。

- ①事業期間が満了したとき。
- ②事業者の都合等により事業を廃止したとき。
- ③行政財産の目的外使用許可が更新されなかったとき又は取り消されたとき。

第3 応募申込みについて

1 応募申込み方法

本事業に応募する方は、本募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況、利用制限等をご確認のうえ、お申込みください。

(1) 受付場所

〒880-8507 宮崎市鶴島3丁目252番地

宮崎市上下水道局総務課職員係（宮崎市上下水道局 3 階）

電話 0985-26-7652

(2) 提出方法

必要書類を持参又は郵送にて提出してください。ファックスやメールによる提出は受理しません。

※郵送の場合は一般書留又は簡易書留とし、かつ、「屋外広告物設置事業者申込書」と明記してください。

2 提出書類

- (1) 応募申込書（様式 1） ※物件番号ごとに作成してください。
- (2) 屋外広告物設置提案書（任意様式）
- (3) 会社概要（経歴、資本金、従業員数、事業内容等が分かるもの）
- (4) 法人登記簿謄本（現在事項証明書）（発行日から 3 か月以内のもの）
- (5) 印鑑証明書（提出期限前 3 か月以内のもの）
- (6) 宮崎市発行の市税証明書（滞納無証明書）
- (7) 同意書（様式 2） ※水道料金及び下水道使用料の納付確認照会のため
- (8) 誓約書兼同意書（様式 3）

※（2）屋外広告物設置提案書については、屋外広告物の規格、広告候補、維持管理の手法等を記載してください。様式は自由とします。

3 代理人による応募申込み

- (1) 応募申込者に代わり代理人が申込みをすることもできますが、委任状（様式 4）が必要になります。
- (2) 次に該当する委任状は無効とします。
 - ①委任者（応募申込者）及び代理人の住所、氏名の記載がないもの、又は不明瞭なもの
 - ②委任者（応募申込者）及び代理人の押印がないもの、又は不明瞭なもの

4 その他

- (1) 提出書類は、返却しません。
- (2) 申込みに要する費用は、応募申込者の負担とします。
- (3) 提出書類について、追加資料の提出又は内容説明を求める場合があります。

第4 事業者の決定等について

1 事業者の決定方法

募集要項に記載する条件を満たす応募申込者で、受理された先着1名を本事業の事業者決定します。なお、同日に複数の申込みがあった場合は、公開抽選（くじ引き）により事業者を決定します。

応募申込者の資格確認のために、当局は必要な官公庁へ照会を行います。資格があること確認した後、その資格がないことが判明した場合には、その資格を取り消す場合があります。

2 公開抽選の開催

- (1) 抽選日や会場については、後日、該当者へ通知します。
- (2) 公開抽選には、代理人が参加することもできますが、その場合、委任状が必要です。
- (3) 抽選では補欠者も順位を付して決定します。なお、補欠者は、決定した事業者が辞退した場合又は公開抽選後に申込資格を取り消された場合に、補欠順位に従って繰上げ当選とします（繰上げ当選となった補欠者には、当局から個別に連絡を行います。）。

3 契約の締結等

事業者決定した者は、次の手続を行っていただきます。

- (1) 行政財産目的外使用許可申請書（当局様式）を提出していただきます。
- (2) 当局と屋外広告物広告掲載契約書を締結していただきます。契約書（案）は、11ページから17ページを参照してください。
また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関しての必要な費用は、事業者の負担となります。

4 事業者決定の取消し

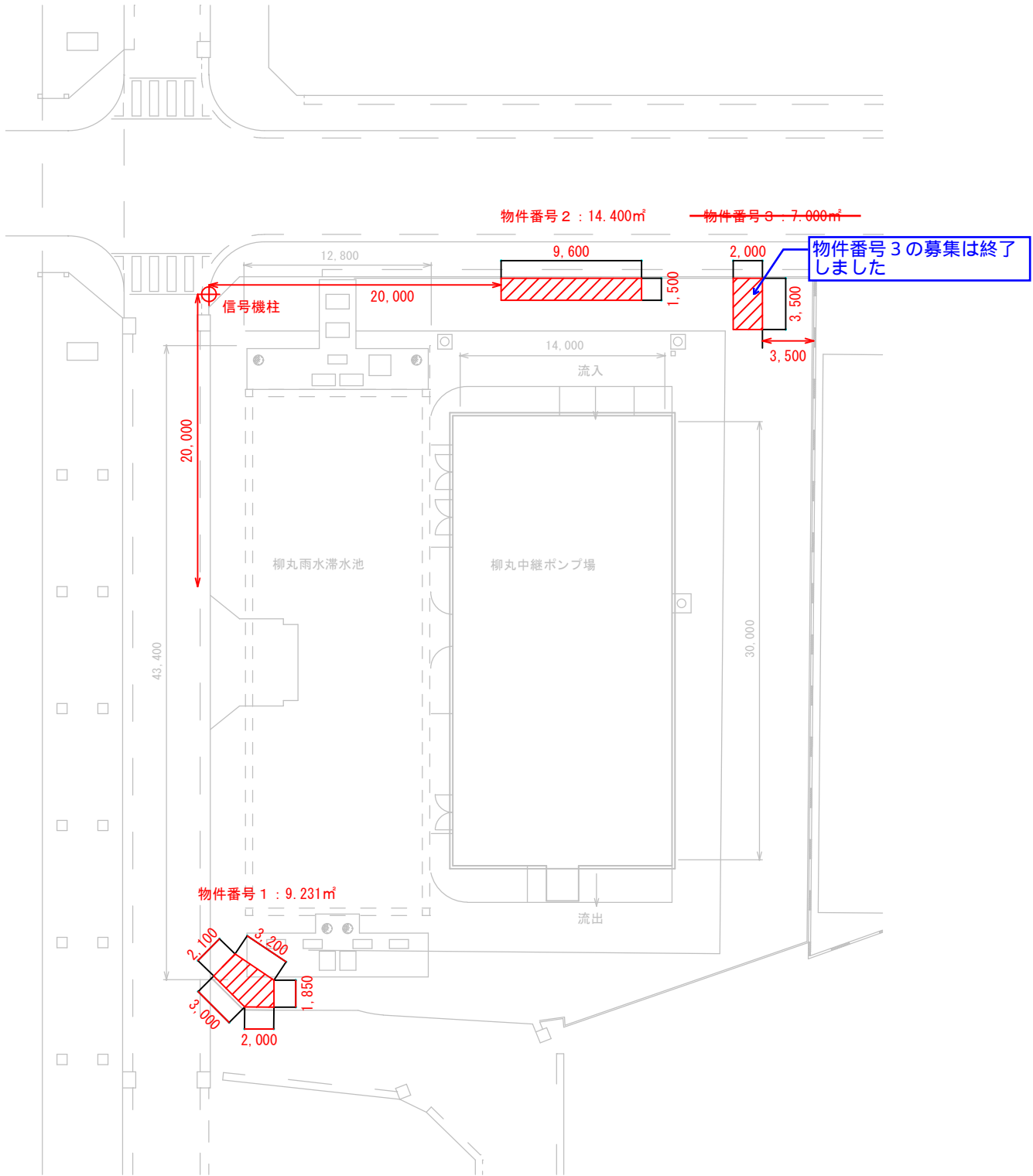
事業者として決定した者が次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、当該決定を取り消します。

- (1) 広告掲載契約締結後、6か月を経過しても広告内容が決定せず、また、その見込みもないとき。
- (2) 事業者が、正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じないとき。
- (3) 事業者が、資金状況の変化等により屋外広告物の設置ができないとみなされるとき。

(4) 事業者が、著しく社会的信用を損なう行為等を行ったとき。

第5 その他

- 1 事業により予告なく募集の中止や内容の変更をすることがあります。
- 2 この要項に定めのない事項又は疑義については、企業管理規程その他関係法令の定めるところによります。



配置図 Non Scale

(案)

屋外広告物広告掲載契約書

宮崎市上下水道局（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）は、発注者の所有地における屋外広告物の設置、維持管理等について、次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び設置方法）

第1条 屋外広告物の設置場所、数量、表示面積及び設置方法については、次のとおりとする。なお、屋外広告物を設置する位置は、発注者と受注者が現地協議にて確定するものとする。

設置場所	数量	表示面積	設置方法
	基	m ²	

（使用目的等）

- 第2条 受注者は、自ら前条の設置場所（以下「本物件」という。）に屋外広告物を設置し、第4条に規定する契約期間中継続して、維持管理を行うものとする。
- 2 受注者は、本物件を屋外広告物設置の用途に使用しなければならない。
 - 3 受注者は、屋外広告事業を、宮崎市屋外広告物条例（平成9年条例第71号）及び同条例施行規則その他の関係法令の規定に適合したものとしなければならない。
 - 4 受注者は、本物件の利用に関して他の行政機関の許認可等を必要とするときは、受注者の責任において、当該許認可等を取得しなければならない。
 - 5 受注者は、本物件を善良なる管理者としての注意をもって、維持保全に努めなければならない。
 - 6 受注者は、本物件を自ら屋外広告物設置に関する工事費及び維持管理費を負担して使用しなければならない。

（事業実施の協議）

第3条 受注者は、屋外広告物の仕様、施工管理方法、実施体制、施工スケジュール等に関する事項について、あらかじめ発注者と協議しなければならない。なお、受注者は屋外広告物の仕様変更、事業計画の大幅変更等を行うときは、事前に発注者と協議し、その承認を得るものとする。

（契約期間）

第4条 屋外広告物の設置期間は、屋外広告物の設置工事の着工日から起算して3年間とする。なお、屋外広告物の設置、撤去等に要する期間は、契約期間に含めることとする。

（使用条件）

- 第5条 受注者は、屋外広告物を設置するときは、宮崎市公有財産規則（平成元年規則第16号）に規定する行政財産目的外使用許可申請書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、毎年度、発注者に前項の行政財産目的外使用許可申請書を提出し、許可の更

新を受けなくてはならない。

- 3 受注者は、第1項及び前項の規定により行政財産目的外使用の許可を受けたときは、行政財産目的外使用料を発注者が発行する納入通知書により発注者が指定する期日までに納入しなければならない。
- 4 行政財産の管理に関する事項については、宮崎市上下水道局固定資産管理規程（令和3年企業管理規程第2号）、宮崎市公有財産規則及び関連規則に従うものとする。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、年額 \square 円（消費税及び地方消費税含む。）とし、受注者は発注者が指定する期日までに発注者が発行する納入通知書により、これを納入しなければならない。ただし、初年度のみ \square か月分を納入することとする。

（延滞金）

第7条 受注者は、前条の広告掲載料を納入期日までに納入しない場合は、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和42年条例第46号）第4条の規定により計算した額の延滞金を納入しなければならない。

（本物件の引渡し）

第8条 発注者は、第4条に規定する契約期間の初日に、本物件を現状有姿の状態受注者に引き渡す。

（禁止事項）

第9条 受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本物件に建物を建築すること。
- (2) 本物件を第三者に転貸すること。
- (3) 本件契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供する等の処分をすること。

（修繕義務等）

第10条 発注者は、本物件の修繕義務を負担しないものとし、本物件の維持、保全その他の行為をするために支出する経費は、全て受注者の負担とする。

- 2 受注者は、第2条第5項の規定に従い本物件を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

（実地調査等）

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、実地を調査し、又は受注者に報告を求めることができる。

- 2 受注者は、正当な理由なく、前項の規定による実地調査又は報告を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

（広告主及び広告内容の審査）

第12条 受注者は、屋外広告物に掲載する内容（以下「広告内容」という。）について、宮崎市上下水道局広告事業実施要綱及び関係法令（以下「要綱等」という。）を遵守しなければならない。

2 受注者は、広告内容が決定したときは、速やかに宮崎市上下水道局広告事業実施要綱の規定による審査を受け、その承認を得なければならない。

3 受注者は、前項の審査を受けるため、必要な資料を発注者の指定する日までに、発注者に提出するものとする。

（広告内容の修正）

第13条 発注者は、広告内容が要綱等に違反しているときは、いつでも受注者に対して内容の修正を求めることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正にかかる費用は、受注者が負担する。

（広告内容の変更）

第14条 受注者は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に発注者と協議し、その審査及び承認を得るものとする。

（広告内容についての責任）

第15条 受注者は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は受注者が負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していること。
- (3) 発注者に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

（受注者と広告主との契約）

第16条 受注者は、広告の掲載にあたり、広告主との間で広告に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

（屋外広告物の設置工事等）

第17条 受注者は、第12条第2項の審査を受け、その承認を得たときは、速やかに設置工事に着工しなくてはならない。

2 屋外広告物の制作、設置工事等に関する作業は、受注者が自己の責任及び負担により調整し、及び実施するものとする。

3 受注者は、受注者の責任において、前項に定める作業について当該業務を実施することが適切な第三者に委託することができる。

（屋外広告物の設置にあたっての留意事項）

第18条 受注者は、屋外広告物の設置にあたっては、本物件の維持管理に支障とならない場所

及び構造とするよう配慮しなければならない。

- 2 受注者は、屋外広告物の落下及び破損により、通行人等に危険を生じさせないようにしなければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、第1項及び第2項の留意事項について助言及び指導を行うことができ、受注者はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、受注者が負担する。
- 4 屋外広告物の設置及び撤去並びに広告内容等の変更に関する作業は、発注者と受注者で日時等を事前に調整したうえで、受注者が行うものとする。

(屋外広告物がき損した場合等の対応)

第19条 受注者は、屋外広告物がき損し、汚損し、及び紛失したときは、速やかに復旧等の必要な措置をとらなければならない。

- 2 発注者は、屋外広告物のき損、汚損、紛失等を発見したときは、速やかに受注者に通報しなければならない。
- 3 第1項に定める復旧等にかかる経費は受注者が負担する。

(屋外広告物の一時撤去)

第20条 発注者は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受注者に屋外広告物の一時撤去を指示することができ、受注者はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 発注者の指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
 - (2) 受注者が、法令又は本契約の内容に違反したとき。
 - (3) 広告主又は広告内容が要綱等に違反したとき。
 - (4) 広告主又は広告内容の修正を受注者が行わないとき又は第18条第3項の発注者の助言及び指導に受注者が従わないとき。
 - (5) その他、屋外広告物の設置及び広告内容が社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると発注者が判断したとき。
- 2 前項の一時撤去の理由となった問題が解消されたと発注者が認めるときは、受注者は屋外広告物の設置を再開することができる。
 - 3 第1項の一時撤去及び前項の再開に係る費用は、受注者が負担する。
 - 4 第1項の指示があつたにも関わらず、一時撤去に必要な相当期間内に受注者が一時撤去を行わないときは、発注者は受注者の承諾を得ることなく自ら撤去を行うことができ、これに要した費用は受注者が負担するとともに、発注者は一時撤去によって生じた受注者の損害を賠償しない。
 - 5 本条に基づき一時撤去が行われていた場合で、広告掲載料が納入済の場合は、発注者は当該期間中の納入済の広告掲載料を違約金とみなし、受注者にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(発注者の解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結後、6か月を経過しても広告内容が決定せず、又はその見込みもないとき。
 - (2) 第5条での許可申請が認められないとき又は取り消されたとき。
 - (3) 法令に違反し、又は正当な理由なく本契約に違反したとき。
 - (4) 本契約の内容の履行に関し、受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (6) 受注者が、破産手続開始の申立て、更正手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があるとき。
 - (7) 受注者が本契約の解除を申し出たときで、発注者が本契約の解除が相当であると認めるとき。
 - (8) 受注者又は受注者の役員等が、宮崎市暴力団排除条例第2条第1項第3号に該当する者であることが判明したとき。
- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、受注者との協議により本契約を解除することができる。
 - 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、受注者の責に帰すべき事由がある場合は、発注者は納付済の広告掲載料を違約金とし、受注者に返還しない。
 - 4 前項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(不可抗力による契約の終了)

第22条 天変地異その他発注者及び受注者のいずれの責にも帰すことのできない不可抗力によって、本物件が滅失し、又はき損し使用不能となった場合は、本契約は終了するものとする。

(一時撤去等に伴う広告主への賠償等)

第23条 受注者は、第20条第1項及び第4項の規定に基づく一時撤去又は第21条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の賠償、報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第24条 受注者は、第12条第2項に規定する承認が得られなかった場合、第13条第1項の規定により修正を行った場合、第18条第3項の規定による助言及び指導に従った場合、第20条第1項及び第4項の規定による一時撤去がなされた場合並びに第21条第1項の規定による解除がされた場合は、発注者に対し損害賠償を請求しないものとする。

- 2 発注者は、本契約の履行に関して、発注者の責めに帰すべき事由により受注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、二次的損害ないし間接損害については、この限りではない。
- 3 受注者は、本契約の履行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、二次的損害ないし間接損害

害については、この限りではない。

- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第25条 本契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が発注者の責に帰すべき事由により生じたときは、発注者が自らの責任と負担をもって解決する。
- (2) 当該損害が受注者の責に帰すべき事由により生じたときは、受注者が自らの責任と負担をもって解決する。

- 2 前項に定める場合のほか、本契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、発注者と受注者との協議により、その責任に応じて処理解決にあたるものとする。

(近隣住民等への配慮)

第26条 受注者は、第8条の規定による引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って本物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

- 2 受注者は、本物件に関する工事、維持管理等に伴い、第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(苦情等への対応)

第27条 本物件において屋外広告物設置により発生するトラブル、苦情等については、受注者が一切の責任を持って解決しなければならない。

(原状回復)

第28条 受注者は、本契約が終了するときは、発注者が指定する期日までに原状に復して発注者に返還しなければならない。なお、原状回復に係る費用については、受注者の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の承諾を受けた場合は、原状に復さずに返還することができる。
- 3 受注者の明渡し後の残留物については、受注者はその所有権を放棄したものとみなす。

(著作権等)

第29条 受注者は、屋外広告物の制作及び設置に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 発注者が、本契約に基づいて設置した屋外広告物が掲載されている写真又は画像データを発注者の事業の紹介等の目的のために発注者が作成又は関与する印刷物、ホームページ等に掲載する場合は、受注者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得られ

るように努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(契約以外の事項)

第30条 本契約に定めのない事項については、宮崎市上下水道局会計規程（令和4年企業管理規程第5号）、宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）及び関連規定の定めるところによるものとし、本契約、宮崎市上下水道局会計規程、宮崎市財務規則及び関連規定に定めのない事項並びに本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 宮崎市鶴島三丁目252番地
宮崎市
宮崎市上下水道事業管理者 下郡 嘉浩 印

受注者

代表取締役 ○○ ○○ 印